

# Hong Kong Tax Alert

23 January 2025  
2025 Issue No. 2



The better the question.  
The better the answer.  
The better the world works.

**EY**安永

Shape the future  
with confidence  
聚信心 塑未来

## 香港 グローバル・国内ミニマム課税制度の2025年導入法案を公表

——本法案では、所得合算ルール(以下、「IIR」)は2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、軽課税所得ルール(以下、「UTPR」)は後日公表される日付に延期され、「香港居住法人」の定義は2024年1月1日にさかのぼって適用されます。

2024年12月27日、2024年度内国歳入法(多国籍企業グループに対する最低課税)改正法案(以下、「法案」)が政府官報に掲載されました。この法案は、香港の多国籍企業(以下、「MNE」)グループを対象にグローバル・ミニマム課税および香港ミニマムトップアップ税(以下、「HKMTT」)を導入するものです。

本号では、グローバル税源浸食防止(以下、「GloBE」)ルールとHKMTTの主な特徴および香港でのその施行について紹介いたします。

香港におけるGloBEルールおよびHKMTTの実施についてご意見がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。

## グローバル・ミニマム課税および香港ミニマムトップアップ税

当年度の直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループには、以下の2つの関連ルールにより、15%のグローバル・ミニマム課税が課されます。

- IIR - 対象MNEグループの親会社に対し、その親会社が所在する国・地域で15%を下回る実効税率（以下、「ETR」）で課税されている構成事業体（すなわち、軽課税事業体）についてトップアップ税を課すための主要なルール
- UTPR - IIRで課されなかったトップアップ課税を実施する、IIRのサポートとしてのルール

GloBE ルールでは、各国・地域がGloBE メカニズムに基づいて独自の適格国内ミニマムトップアップ税（以下、「QDMTT」）を導入することを認めています。対象MNEグループが事業を行っている国・地域においてETRが最軽税率を下回っている国・地域（すなわち、軽税率国・地域）では、当該国・地域がIIRまたはUTPRの賦課に先立って独自のQDMTTを導入していれば、当該国・地域は軽課税事業体を対象にトップアップ税を優先的に徴税する権利を有します。これは香港が2025年にHKMTTを導入する理由であり、導入しない場合には、香港の軽課税事業体に対する徴税権が他の国・地域に移転される可能性があります。

これら2つの連動ルールの制定は、HKMTTとともに、香港のGloBEおよびHKMTT税制の実施フレームワークを形成します。また、経済協力開発機構（以下、「OECD」）が公布したGloBEモデルルールについては、香港におけるGloBE ルールおよびHKMTTの実施に向けて必要な調整を加えて、内国歳入法（以下、「IRO」）に直接組み込まれます。

OECDが2024年6月までに公表したいいくつかのコメントリーや実務ガイダンスは、すでに法案の立法規定に反映されています。

迅速な導入に向けて、今後OECDが公表する追加のコメントリーや実務ガイダンスについては、財務長官が政府官報で告示することにより、補助法令を通じてIROに組み込むことが可能となります。

この法案に含まれる規定は、OECDモデルルールを最も効果的に施行するために、OECDが公表したコメントリーや実務ガイダンスに従って、(a)適格IIR、(b)適格UTPR、(c) QDMTT、(d)セーフハーバーを定めるものです。

## 法案の仕組みについて

(1) 法案の主な内容は以下の通りです。

- (a) 法案の第8条は、IROに新たなパート4AA（新たなセクション26AD～26AH）を追加する
  - (b) 新たなセクション26ADおよび29AEは、IROにスケジュール60～63を導入する
  - (c) 新たなスケジュール60において、
    - (i) パート1は、GloBEモデルルールのほとんどの規定を踏襲する
    - (ii) パート2は、パート1に含まれる規則に若干の修正を加える
    - (iii) パート3は、GloBEおよびHKMTT税制に規定される暫定的セーフハーバーおよび恒久的セーフハーバーを規定する
  - (d) 新たなスケジュール61には、HKMTT課税に関する規定が含まれる
  - (e) 新たなスケジュール62には、IIRとUTPRのトップアップ税とHKMTTの実務に関する以下の規定が含まれる
    - (i) トップアップ税の算定に関連する申告書の提出、情報提供に関する要件
    - (ii) トップアップ税に関連して適用されるIROの規定を修正する規定
  - (f) 新たなスケジュール63には、OECDが公表したコメントリーや実務ガイダンス、および関連文書を列挙し、新パート4AAおよびスケジュール60～62の施行に向けて解釈と実務を補足する
- (2) 法案の第13条は、IROに新たにセクション800～80Rを追加し、またセクション14およびセクション15では既存の条項を改正することにより、スケジュールに基づく義務の不履行に対する罰則規定を設けます。
- (3) 法案はまた、IROの条文を若干修正します（セクション5、セクション10、セクション11）。

## トップアップ税額の算定

対象MNEグループが軽税率国・地域において支払うべきトップアップ税額は、超過利益とトップアップ税率の積で算出されます。

- 超過利益——軽税率国・地域におけるすべての構成事業体のGloBE損益の合計から、軽税率国・地域における実質ベースの除外所得を差し引いたもの
- トップアップ税率——軽税率国・地域のETRと最低税率15%との差額

## 一般的な目的でIROに導入された「香港居住法人」の定義について

GloBEルールでは、事業体が所在する国・地域(すなわち、税務上の居住地、または設立地)が、トップアップ税を徴収する権利を有します。GloBEルールの下でのトップアップ課税に向けて、IROの一般的な目的での「香港居住法人」の定義が導入されます。

事業体は次に該当する場合、「香港居住法人」となります。

- 事業体が会社である場合、当該事業体が香港で設立されたか、または香港以外で設立された場合には、通常の管理または支配が香港で行われている
- その他の場合、当該事業体が香港法に基づいて設立されたか、またはその他の方法で設立されている場合は、通常の管理または支配が香港で行われている

上記の定義は2024年1月1日にさかのぼって適用され、この定義に該当する企業は2024年度を通じて香港に所在すると見なされます。これにより、2024年1月1日以降に開始する年度において、GloBEルールを適用する他の国・地域によるトップアップ課税を最小限に抑えることが可能となります。

## GloBEルールとHKMTTの課税メカニズム

### IIR

IIRの下では、(i)香港に本社を置く対象MNEグループの最終親会社(以下、「UPE」)、(ii)外国に本社を置く対象MNEグループの香港中間親会社(ただし、当該グループのUPEがIIR未実施の国・地域に所在する場合に限る)、(iii)対象MNEグループの香港部分所有親会社(UPEまたは中間親会社のIIR適用要否にかかわらず)に対して、トップアップ税が課されます。

これらの親会社は、その香港外に所在する軽課税事業体に対する所有持分に基づき、IIRトップアップ税が課されます。また、香港外の軽税率国・地域に所在または事業を行う、対象MNEグループのジョイントベンチャー(以下、「JV」)、JV子会社および無国籍事業体(総称して、その他の事業体)についても、香港のIIRトップアップ課税対象となる可能性があります。

IIRトップアップ課税は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から施行されます。

### UTPR

UTPRの下では、トップアップ税は追加的な課税調整という形で課されます。香港の按分UTPRトップアップ税は、対象MNEグループの香港構成事業体について、その従業員数と有形資産の価値の割合に基づいて課されます。ただし、当該グループがUTPRトップアップ税を支払う香港構成事業体を1社以上指定している場合はこの限りではありません。

UTPRは、後日、香港政府が定める日付で施行される予定です。

### HKMTT

HKMTTは、IIRおよびUTPRに優先して、香港に所在する、または事業を行う対象MNEグループの軽課税事業体およびその他の事業体に対してトップアップ税を課すために導入される税制です。投資法人と保険投資法人については、その税務上の中立性を維持するため、HKMTTの課税対象から除外されます。なお、HKMTTは、対象MNEグループが1社以上の香港構成事業体を納付事業体として指定しない限り、当該グループ内の香港構成事業体間で各事業体のGloBE所得に応じて課税されます。

MNEグループの香港構成事業体に対して課されるHKMTT税額は、GloBEルールに基づいて算定されますが、その際、MNEグループが当該構成事業体に対して保有する所有持分は考慮されません。つまり、構成事業体がMNEグループの完全子会社であるかどうかにかかわらず、その軽税率所得に対してHKMTTが全額課税されることを意味します。

GloBEモデルルールにいうJVまたはJVグループの香港事業体(すなわち、JV事業体)が関与している場合、当該JV事業体は2つの対象MNEグループに属する可能性があります。2つの対象MNEグループのそれぞれは、当該JV事業体の軽税率利益の全額または一部についてHKMTTが課されるため、当該JV事業体の軽税率利益に対する二重課税が生じます。

法案には、上記のような状況について、JVの二重課税を軽減するために、以下の規定が含まれています。

(a) JV事業体が2つの対象MNEグループに属している場合、各MNEグループに課されるHKMTTは50%減額される

(b) JV事業体が1つの対象MNEグループに属し、かつ別の対象MNEグループの香港構成事業体に属している場合には、それぞれの対象MNEグループに課されるHKMTTは、状況に応じて合理的な方法で軽減される

香港は、HKMTTがQDMTTセーフハーバーとして認められることを目指しています。これが認められれば、対象MNEグループが香港で支払うべきGloBEトップアップ税はゼロと見なされ、同グループの香港でのGloBE算定が不要となり、税務コンプライアンス上の負担が軽減されます。QDMTTセーフハーバーの適用を受けるためには、HKMTTの税制設計において、現地会計基準の採用など一定の要件を満たす必要があり、これらの要件は法案に以下のように規定されています。

(a) MNEグループの各香港構成事業体が現地会計基準に従って財務勘定(各事業体の勘定)を作成していること

(b) 各事業体の会計期間がMNEグループのUPEの財務諸表の事業年度と同一であること

(c) 当該事業年度について、

(i) MNEグループの各香港構成事業体が、その納税義務の決定または香港におけるその他の法的コンプライアンスを目的として、当該事業体の財務諸表を作成または使用する必要がある

(ii) 各事業体の財務諸表が外部監査の対象となっている

また、HKMTTのトップアップ税の算定は、現地会計基準に基づく必要があります。スケジュール61において、現地会計基準とは、国際会計基準または香港財務報告基準のいずれかを指します。

この規則では、上記の条件を満たしていない場合、HKMTTのトップアップ税額算定は、UPEの連結財務諸表で採用されている会計基準に基づく必要があります。

HKMTTは2025年1月1日以降に開始する事業年度が対象となります。

## トップアップ税の性質

GloBEルールとHKMTTに基づいて課されるトップアップ税は、事業所得税として取り扱われます。このため、IROに基づく関連実務メカニズムをトップアップ税にも適用することが可能です。また、内国歳入局(以下、「IRD」)は、対象MNEグループが香港の包括的二重課税防止協定に基づくメカニズムを通じて、トップアップ税に係る国際的な課税紛争を解決できると考えています。

## セーフハーバー・ルール

香港は、対象MNEグループのコンプライアンス負担を軽減することを目的として、暫定的な国別報告(以下、「CbCR」)セーフハーバー、暫定的なUTPRセーフハーバー、QDMTTセーフハーバー、また、非重要構成事業体(以下、「NMCE」)に向けた簡易計算セーフハーバーを規定します。

セーフハーバー・ルールの詳細は、本号の別添IIに掲載されています。

## 税務コンプライアンスと実務

### トップアップ税申告書の提出

対象MNEグループの各香港構成事業体は、GloBEルールおよびHKMTTに関する単一のトップアップ税申告書を、事業年度末日から15カ月以内に所定の方法および様式で提出する必要があります。なお、MNEグループの構成事業体における最初の移行年度については、申告期限は18カ月に延長されます。

ただし、当該MNEグループが2024年1月1日以降に開始する事業年度について、すでにGloBEルールを導入している他の国・地域において申告期限の延長措置を適用している場合、香港では2025年において18カ月への3カ月延長措置を利用することはできません。

トップアップ税申告書には、標準化されたGloBE情報申告書(以下、「GIR」)に必要な情報が含まれます。そのため、対象MNEグループの香港構成事業体は、適格当局間合意に従って香港とGIR情報を交換できる当局に当該情報を提出している場合には、GIR情報の提出義務が免除されます。

申告書の提出に柔軟性を確保するため、対象MNEグループは、IRDへのトップアップ税申告の提出を行う香港構成事業体(以下、「指定香港事業体」)を1社指定することが認められます。この場合、当該グループの他のすべての香港構成事業体は申告義務が免除されます。指定香港事業体は毎年指定する必要があり、その指定は当該事業年度についてのみ有効となります。

### トップアップ税通知の提出

対象MNEグループの各香港構成事業体は、トップアップ税申告義務に関する年次通知(以下、「トップアップ税通知」)を所定の様式および方法で提出する必要があります。トップアップ税通知は、MNEグループがグローバル・ミニマム課税制度およびHKMTTの対象となったことをIRDに通知するとともに、香港がGIR情報を受領する事業体、国または地域を特定するために必要とされます。

トップアップ税届出は、事業年度末日から6カ月以内に行う必要があります。

トップアップ税申告の場合と同様に、対象MNEグループは、他の香港構成事業体の提出義務を軽減するために、トップアップ税通知を行う指定香港企業を1社に指定することが認められます。

### トップアップ税査定通知書・課税決定通知書

トップアップ税査定通知書・課税決定通知書は、トップアップ税申告書に記載された申告内容に基づき発行されます。なお、予定トップアップ税は課されません。納税期限は、申告期限の経過後1カ月、または課税決定通知書の発行日から1カ月のいずれか遅い方となります。

GloBEルールに基づく課税査定の期限については、(i)事業年度末、または(ii)税務査定官が未申告または過少申告の事実を認識した時点のいずれか遅い方から起算して6年間となります。

GloBEルールに従い、IIRトップアップ税は、対象MNEグループの親会社に課されます。また、UTPRとHKMTTに基づくトップアップ税に関する標準的配分メカニズムでは、各構成事業体は自己の負担割合に応じた納税義務のみを負います。UTPRトップアップ税またはHKMTTの納税について柔軟な対応を可能とするために、対象グループは1社または複数社を納税主体として指定することが認められます。ただし、指定納税主体がトップアップ税額を納付しない場合には、当該グループのトップアップ税全額について、すべての香港構成事業体が連帯して納付責任を負うことになります。

トップアップ税に対する異議申立期間は、通常、事業所得税の課税決定通知書の発行日から1カ月間ですが、2カ月に延長されています。

### 違反に対する罰則

トップアップ税申告書や届出の未提出、不正申告や届出等に関する不正行為、報告義務・実務の不履行に対しては、現行の事業所得税と同等の罰則が科されます。

## 租税回避防止規定

IROのセクション61およびセクション61Aに規定される一般的租税回避防止規定は、IROの既存の枠組みにおける租税回避への対処を目的として制定されたものであり、GloBEおよびHKMTT税制には適用されません。

GloBEまたはHKMTT税制の濫用や租税回避スキームに対処するため、主要目的テストが導入されています。トップアップ税の申告や納税などの関連義務の回避を主たる目的として行われた取決めについては、当該取決めが行われなかったものとして取り扱われます。

## 香港構成事業体以外のMNE事業体への適用

一般的に、税務上の実務フレームワークは、香港構成事業体に適用されるのと同様に、香港に所在する、または事業を行う対象MNEグループの他の事業体(すなわち、JV、JV子会社、または無国籍構成事業体)にも適用されます。

## 論評

EYは、今回の法案の公表を歓迎します。この法案は、GloBEおよびHKMTT税制の実施に関する香港のアプローチを明確化して確認するものであり、特にGloBEモデルルールにおけるセーフハーバーおよび関連オプションの提案が盛り込まれています。

香港の競合国・地域の一部が2025年にUTPRの導入を見送るという決定をしたことを受け、香港政府もUTPRの施行を延期し、香港の税制上の競争力を維持する判断を下したことについても、同様に歓迎しています。

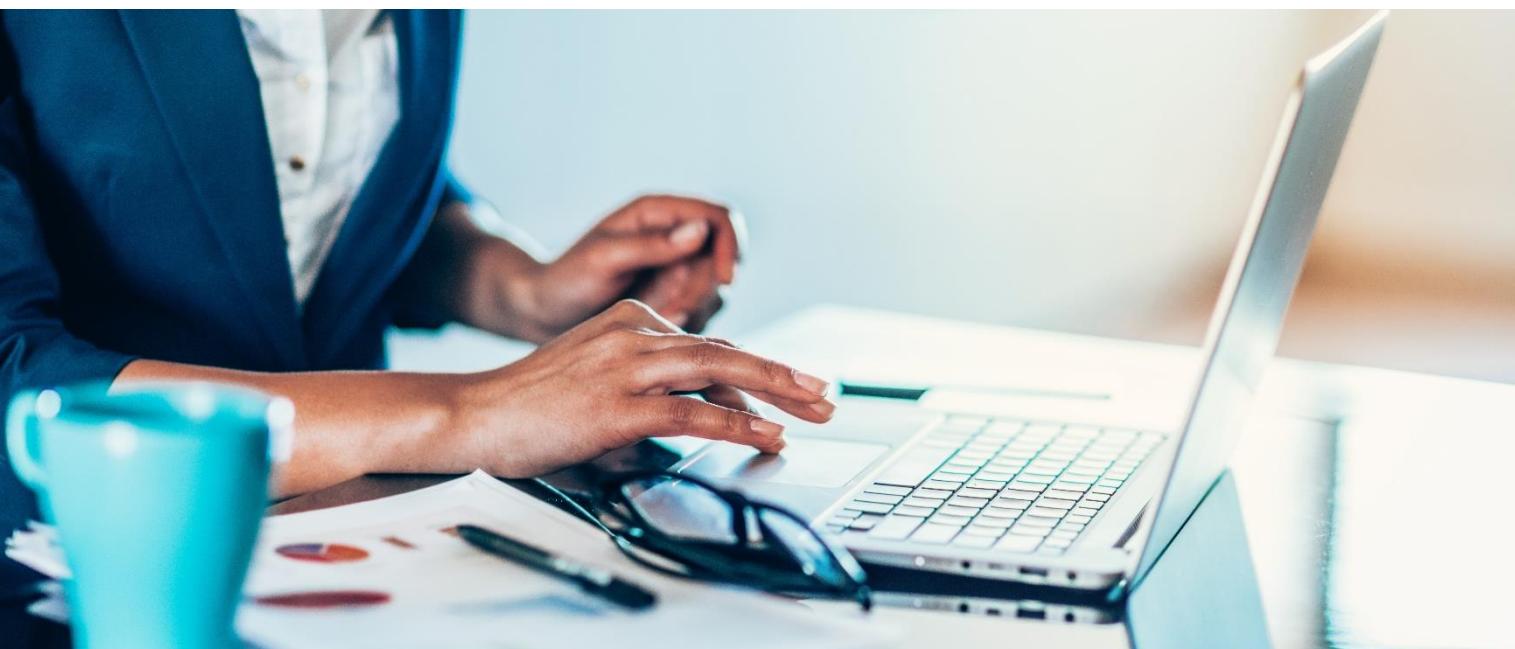
一方で、GloBEおよびHKMTT税制の租税回避防止規定として「主要目的テスト」が含まれることについては、本テストでは主観的な判断要素が含まれるため、MNEグループがビジネスと税務の目的の両方を果たすと考えられる取引を行う場合、不確実性が生じる可能性があります。

さらに、税務調査または追加調査を行うための期間について、すなわち、IRDが未申告または過少申告の情報を入手してから6年間とすることが提案されていますが、これは実質的に期限が定まらない状態となるように思われます。このため、税務調査の確定性や記録の保存期間について不確実性をもたらす懸念があります。

その代わりに、政府は、いかなる場合でも関連事業年度の10年後以降は税務調査または追加調査を行うことができないという条件を前提として、税務調査または追加調査を行うための期限を、関連する情報を受け取ってから6ヶ月に短縮することを検討してもよいでしょう。

この提案の根拠は、IRDが必要に応じて保護調査や追加調査を行うには、6ヶ月の期間で十分であるという点にあります。なお、10年間という期限については、現行のIROにおいて故意脱税ケースの税務調査や追加調査を行うための期限です。

香港におけるGloBEルールおよびHKMTTの実施についてご意見がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。



## 別添I——セーフーハーバー・ルール<sup>1</sup>

### 暫定的なCbCRセーフーハーバー

暫定的なCbCRセーフーハーバーの下では、対象MNEグループが総収益、ETR、経常利益に関する3つの基準のいずれかを満たす場合、その特定の国・地域におけるトップアップ税額はゼロとなります。このセーフーハーバーは、MNEグループの適格国別報告書に含まれる国別の総収益および税引前当期純損益情報と、適格財務諸表に含まれる国別の税務情報に基づいて運用されます。この制度の適用は、2026年12月31日以前に開始し、2028年6月30日以前に終了するすべての事業年度を対象とする移行期間に限定されます。また、このセーフーハーバーは、"once out, always out(一度適用外になると、その後も適用外)"というアプローチを採用しています。つまり、対象MNEグループがある国・地域について前事業年度において、このセーフーハーバーの適用を選択しなかった場合、当該グループは、その国・地域について翌事業年度以降も本制度の適用を受けることができません。

### 暫定的なUTPRセーフーハーバー

UTPRセーフーハーバーは、移行期間中におけるUPE所在地国へのUTPR適用を免除するための制度です。ここでいう移行期間とは、2025年12月31日以前に開始し、2026年12月31日前に終了する12カ月以内の事業年度をいいます。なお、このセーフーハーバーは、法人所得税率が20%以上のUPE所在地国のみが適用対象となります。また、このセーフーハーバーが適用される場合、対象MNEグループの選択により、移行期間内の各事業年度について、当該UPE所在地国に係るUTPRトップアップ税額はゼロとなります。

### QDMTTセーフーハーバー

QDMTTセーフーハーバーでは、対象MNEグループは、QDMTTの施行国・地域に所在する構成事業体について、QDMTTに基づく計算を1回実施するのみで足り、同国・地域において追加のGloBE算定を行う必要はありません。このセーフーハーバーが適用される場合、GloBEルールに基づいてQDMTTの施行国・地域に支払うべきトップアップ税はゼロとなります。

### 簡易計算セーフーハーバー

NMCE向けの簡易計算セーフーハーバーでは、一定の条件を満たすことを条件に、NMCEのGloBE損益、GloBE収益、調整後税額を算定するための簡易計算方式の適用を年度ごとに選択することができます。



1. セーフーハーバー・ルールの詳細は、立法会に呈したブリーフィングの別添Cから転載されたものであり、以下のリンクから入手できます。

[https://www.legco.gov.hk/yr2024/english/brief/tsybr20080010c\\_20241224-e.pdf](https://www.legco.gov.hk/yr2024/english/brief/tsybr20080010c_20241224-e.pdf)

## Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
<p><b>Wilson Cheng</b> Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com</p>			<p><b>Paul Ho</b> Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	
<p><b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b></p>			<p><b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b></p>	
<p><b>Hong Kong Tax Services</b></p>			<p><b>Hong Kong Tax Services</b></p>	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	<p><b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b></p>	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	<p>Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>		Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
<p><b>China Tax Services</b></p>			<p><b>US Tax Services</b></p>	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	<p><b>Payroll Operate</b></p>		<p>Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com</p>	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	<p><b>International Tax and Transaction Services</b></p>	
<p><b>International Tax and Transaction Services</b></p>			<p><b>International Tax Services</b></p>	
International Tax Services	<p><b>Transfer Pricing Services</b></p>		<p>Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com</p>	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	<p>Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com</p>	
<p>Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com</p>			<p><b>Transfer Pricing Services</b></p>	
<p><b>Transaction Tax Services</b></p>			<p>Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com</p>	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	<p>Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com</p>	
<p><b>People Advisory Services</b></p>			<p><b>Transaction Tax Services</b></p>	
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	<p>Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com</p>	
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	<p><b>Tax Technology and Transformation Services</b></p>		
<p><b>Asia-Pacific Tax Centre</b></p>				
<p><b>Tax Technology and Transformation Services</b></p>		<p><b>International Tax and Transaction Services</b></p>		
<p>Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com</p>		<p><b>US Tax Desk</b></p>		<p><b>Operating Model Effectiveness</b></p>
		<p>Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com</p>		<p>Edvard Rinck +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com</p>

**EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.**

**Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.**

**Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.**

**All in to shape the future with confidence.**

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm.

Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

**About EY's Tax services**

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

04344-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

**[ey.com/china](http://ey.com/china)**



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.